

○筑西市議会基本条例

平成27年2月26日条例第1号

改正

平成30年3月26日条例第21号

筑西市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会運営及び議員活動の原則等（第4条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第12条）

第4章 議会と市長等との関係（第13条—第16条）

第5章 本会議及び委員会（第17条—第19条）

第6章 議会の体制整備（第20条—第23条）

第7章 政務活動及び政治倫理（第24条・第25条）

第8章 補則（第26条—第28条）

附則

旧下館市、旧関城町、旧明野町及び旧協和町の合併を経て、本市を取り巻く環境は、人口の減少と高齢化の中で、地域医療の再生、公共施設の適正配置、教育環境の整備、農業、商業及び工業における地域経済や雇用の問題など、多方面にわたって課題が山積している。その一方で、市民の生活様式や就労形態が多様化し、地域のコミュニティーも変貌している。

そのような中、筑西市議会（以下「議会」という。）は、市民の負託に応えなければならない。そのために議会は、従来の市政に対する調査、検査等のチェック機能に偏らず、これまで以上に執行部との緊張感を持った関係を保持しつつ、民意を汲んだ政策提言をしていかなければならない。

さらに、議会を市民にとってより身近なものとし、市政における民意の反映を市民一人ひとりが感じ取れるものにしていかなければならない。

よって、議会は、地域主権と住民自治の実現に向けて、市民に開かれた議会運営を図り、さらなる議会改革に取り組むことを決意し、その権限と能力を市政の発展及び市民の福祉向上のために機能させ、邁進する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念、議会運営及び議員活動の原則その他の基本的事項を定め、議会が市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民の福祉向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、市の意思決定を行う議事機関として、市民の意志を市政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(説明責任)

第3条 議会は、議案等を議決し、市としての意思決定をするに当たり、市民に対して、その審議及び審査の過程並びにその結果について説明する責任を有する。

第2章 議会運営及び議員活動の原則等

(議会運営の原則)

第4条 議会は、議員の合議機関として、次に掲げる原則に基づき運営しなければならない。

- (1) 公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市長その他の執行機関（公営企業を含む。以下「市長等」という。）に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価を行うこと。
- (3) 市政及び議会運営について、市民の多様な意見、要望等の把握に努め、政策提言を積極的に進めること。
- (4) 意志決定に当たって、議員間、市長等との討議を十分に尽くして、合意形成に努め、その過程を広く市民に公開すること。
- (5) 地方議会を取り巻く環境の変化に対応し、議会改革の取組みを積極的かつ継続的に行うこと。

(議員活動の原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを常に認識し、自由闊達な討議を重んじること。
- (2) 市政及び議会運営について、市民の多様な意見、要望等を的確に把握すること。
- (3) 議員活動その他視察、研修等を通して、自己研鑽し、自らの資質向上に努めること。
- (4) 法令、条例等のほか、議会運営申し合わせ事項を遵守すること。

(会派)

第6条 議員は、議員活動を行うに当たり、政策を中心とした共通の理念を持つ集団としての会派を結成することができる。

2 会派は、議会としての政策提言について積極的な調査研究を行い、合意形成に努めなければならない。

3 会派及びその会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(危機管理)

第7条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産を守るため、緊急時における総合かつ迅速な活動が図れるよう、市長等と協力し、本市の危機管理体制の整備に努めなければならない。

第3章 市民と議会との関係

(会議の公開)

第8条 議会は、定例会及び臨時会の本会議並びに筑西市議会委員会条例（平成17年条例第185号。以下「委員会条例」という。）第9条第1項に規定する委員会（以下「委員会」という。）を原則公開とする。

2 委員会条例第19条第1項ただし書の規定は、その適用を最小限にしなければならない。

(公聴会等)

第9条 議会は、筑西市議会会議規則（平成17年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第1章第9節並びに委員会条例第4章に規定する公聴会及び参考人制度を活用し、市民の意見、見識等を審議及び審査に反映させるよう努めなければならない。

(請願等の提出者の議会参加)

第10条 議会は、請願（請願の例により処理する陳情を含む。以下「請願等」という。）に対する常任委員会の審査に当たり、当該請願等の提出者から発言の申し出があったときは、特別の理由がない限り、常任委員会において、当該請願等の提出者の意見等を聴く機会を設けなければならない。

(議会の広報)

第11条 議会は、議会だより、議会ホームページ、議会の放映その他の手段により、市民が市政及び議会に関心を持ち、市民参加が促進されるよう、わかりやすく広報しなければならない。

2 前項の議会広報のための組織及び当該議会広報に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会報告会)

第12条 議会は、市民への説明責任を果たし、市民の多様な意見、要望等の把握に努めるため、議会報告会を開催するものとする。

2 前項の議会報告会の開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第4章 議会と市長等との関係

(市長提出議案等に対する資料提出等)

第13条 議会は、市長提出議案等のほか、重要な施策に対して、その理解を深めるため、次に掲げる事項について市長等に必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

- (1) 議案等の提出又は施策の決定に至る経緯
- (2) 他の地方自治体における類似の例及び比較
- (3) 総合計画における位置付け
- (4) 関係法令及び根拠となる国県の通知通達
- (5) 重要な施策の実施に伴う財源措置
- (6) 将来の効果及び検証

(議決事項の追加)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、次の事項を議決事項として追加する。

- (1) 市総合計画のうち基本構想の策定
- (2) 友好都市提携に関する協約の締結

(議員への反問)

第15条 議員に答弁を行う者は、本会議及び委員会において、論点を明確化し、議論を深める目的で反問することができる。

2 前項の反問には、単に語句を聞き直す程度のもののほか、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。

(政策提言)

第16条 議会は、会議規則第166条第1項及び別表に規定する協議等の場として設置する常任委員会協議会を積極的に活用し、調査、検討のうえ、政策提言を行うものとする。

第5章 本会議及び委員会

(議長及び副議長の選出)

第17条 議長及び副議長の選出に当たり、選挙の宣告前に議長及び副議長の職を希望する議員に対し、発言の機会を設けるものとする。

(質疑等)

第18条 議員は、本会議及び委員会の会議における質疑又は一般質問において、その意図する事項のほか、論点が明確になるよう努めなければならない。

(議員間討議)

第19条 議会は、本会議及び委員会の会議における議案等の審議又は審査に当たり、議員（委員会における委員を含む。）間の討議により、活発な議論を尽くして、合意形成に努めるものとする。

第6章 議会の体制整備

(議員研修)

第20条 議会は、先進事例等の視察研修のほか、政策提言能力の向上に資する各種研修を実施し、又は研修会若しくは講習会に参加するよう努めるものとする。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書室を適正に管理するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第22条 議会は、市長等の事務事業の調査、検査等を充実させ、政策提言の機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(附属機関の設置)

第23条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例の定めるところにより、附属機関を設置することができる。

第7章 政務活動及び政治倫理

(政務活動費)

第24条 議員は、筑西市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第187号）第5条の規定に基づき、政務活動費を市長が別に定める使途基準に従い、適正に政務活動に要する経費に充てなければならない。

(政治倫理)

第25条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

第8章 補則

(条例の解釈等)

第26条 この条例は、地方自治法に定めるもののほか、議会に関する基本的事項を定める規範としての条例と解釈する。

2 議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨、理念及び基本的事項を

遵守しなければならない。

(検証及び措置)

第27条 議会は、議員の任期ごと及び当該議員の任期中に必要と認めるときは、この条例による議会運営の状況を検証しなければならない。

2 前項の検証の結果、改善の必要を認める場合は、この条例の改正を含めて、当該任期中に適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(筑西市議会委員会条例の一部改正)

2 筑西市議会委員会条例（平成17年条例第185号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成30年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西市議会基本条例の規定は、平成29年4月1日以後に交付のあった政務活動費について適用する。